

法定検査についての Q & A

Q

業者に依頼して定期的な検査や保守点検、清掃を行っていますが、なぜ法定検査が必要なのですか。

A

浄化槽をより良い状態に維持していただくために、法律で「保守点検」や「清掃」のほか、これらが適正に行われ、**浄化槽が正常な性能を発揮**しているかを知事の指定する**検査機関**で「検査」することが定められています。（このパンフレットに「浄化槽管理者の3つの義務」として記載しています。）なお、検査を受けない場合には、浄化槽行政を所管している北海道知事又は市長村長から浄化槽の管理者の方に**指導や命令等**が行われる場合があります。

Q

浄化槽の「保守点検業者」に「法定検査」をしてもらうことはできませんか。

A

法定検査の目的は、浄化槽の保守点検などが適正に行われていることや水質の保全が図られていることを確認するための検査です。このため、**公正な立場にある第三者機関**が法律に基づき検査する必要があり、保守点検業者が法定検査をすることは認められていません。

Q

浄化槽には、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽があると聞いていますが、違いは何ですか。

A

浄化槽は汚水をきれいにする装置ですが、このうち、「単独処理浄化槽」は「し尿」だけを処理するため、台所や浴槽などの家庭排水は未処理のまま河川に流れてしまい、水質汚濁の原因になります。このため、法律改正で平成13年4月から新設が禁止され、現在使用されているものについても、「し尿」のほか「家庭排水」も一緒に処理できる**「合併処理浄化槽」への切り替え**が求められています。

